

新型コロナウイルス感染症関連情報




最新情報はホームページをご覧ください

新型コロナウイルスワクチン接種

問い合わせ先／保健福祉センター内新型コロナコールセンター ☎55-0911
コールセンターは当分の間、土・日曜日、祝日も開設(午前9時～午後5時)します。

市では5月6日(木)から新型コロナワクチン接種を開始します。重症化リスクなどを踏まえ、85歳以上のかたから開始し、その後に他の高齢者、基礎疾患のあるかたなどへの接種を進めていきます。今後のスケジュールなどは、広報おわりあさひやホームページでお知らせします。なお、ワクチンの供給量などにより、内容が変更となる場合があります。

接種までの流れ

①接種券 (クーポン券) が郵送で届く	4月27日～5月1日の 送付対象者	本市に住民登録があり、75～84歳(昭和12年4月2日～22年4月1日生まれ)のかた	 新型コロナワクチン
	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票に記載の住所へ送付 ●85歳以上(昭和12年4月1日以前生まれ)のかたは4月20日～22日に送付済み ●65～74歳のかたは今後ワクチンの供給に応じて順次発送 		
②予約する (インターネット または電話で)	予約開始日時 ●85歳以上のかた／受付中 ●75～84歳のかた／5月2日(日)午前9時から 注意事項 予約には接種券(クーポン券)が必要です		
	<ul style="list-style-type: none"> ●接種には必ず事前予約が必要です ●予約方法は接種券に同封するワクチン接種案内かホームページで確認してください ●持病をお持ちのかたや接種への不安があるかたは、事前にかかりつけ医などに相談してから予約してください ●予約日時に都合が悪くなった場合や、体調がすぐれない場合などは、予約した新型コロナコールセンターまたは市内指定医療機関へ連絡し、予約の変更やキャンセルをしてください ●2回目の接種は1回目の接種から3週間後になります。3週間後の日程も考慮した上で予約してください 		
	5月6日(木)から開設 集団接種会場 (渋川福祉センター)	会場での受付時間 ●水・木・土曜日／午後1時～3時 ●日曜日／午前9時30分～11時30分、午後1時～3時	
	5月下旬以降に開始予定 個別接種会場 (市内指定医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ●約30カ所で実施。開設日時や予約方法は会場ごとで異なります ●接種券に同封するワクチン接種案内かホームページで確認してください 	
③接種当日	持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●接種券●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など) ●予診票(あらかじめ必要事項を記入) 	
	その他	肩を出しやすい服装(半袖シャツの上に上着を羽織るなど)でお越しください	

傷病手当金制度の適用期間を6月30日まで延長

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している被保険者のかたが、新型コロナウイルス感染症に感染したなどの理由で給与などを受けられなかった場合に給付される手当金です。申請は郵送で行うこともできます。申請する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

対 象 者	給与などの支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われるなどの事情で仕事を休み、労務に服することができず給与などの全部または一部を受けられなかったかた
支 給 対 象 期 間	令和2年1月1日～令和3年6月30日の間、療養のため3日以上連続して仕事ができなかった場合の4日目以降
支 給 額	直近の継続した3カ月間の給与などの収入の合計額を就労日数で除した金額(上限あり)の3分の2の額に勤務できなかった日数を乗じた額(給与などの一部が支払われている場合は傷病手当金との差額を支給)
申 し 込 み 方 法	事業主と医療機関の証明を受けた申請書(ホームページからダウンロード可)などを郵送か直接(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)

申し込み・問い合わせ先

(〒488-8666住所不要)市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151、高齢者医療係 ☎76-8153

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免制度を令和4年3月末まで延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の廃止、失業などの理由で著しく収入が減少し、生活が困難になったなど、一定の要件を満たすかたの国民健康保険税を減免できる期間を延長します。

対 象 者	次のいずれかの要件を満たすかた ●新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林収入または給与収入(事業収入など)の減少が見込まれ、次の3つの要件を全て満たす世帯 ①事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上 ②前年の合計所得金額が1,000万円以下 ③減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
申 し 込 み 方 法	令和4年3月31日(木)までに申請書(ホームページからダウンロード可)などを郵送(必着)か直接(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)
そ の 他	●減免対象は令和3年度分の保険税(料)で令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に納付期限が設定されているもの ●既に納付したものは還付または充当

申し込み・問い合わせ先

(〒488-8666住所不要)市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151、高齢者医療係 ☎76-8153